

東日本大震災復興対策本部（第6回）
東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部（第18回）
原子力災害対策本部（第19回）
合同会合概要

1 開催日時：平成23年8月26日（金） 7：10～7：55

2 場 所：官邸4階大会議室

3 出席者：

【本部長】菅直人内閣総理大臣

【副本部長】平野達男内閣府特命担当大臣（防災）・東日本大震災復興担当大臣、
枝野幸男内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、行政刷新）、
片山善博総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・地域活性化担当大臣、
北澤俊美防衛大臣

【本部員】江田五月法務大臣・環境大臣、松本剛明外務大臣、野田佳彦財務大臣、
高木義明文部科学大臣、細川律夫厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、海江
田万里経済産業大臣・原子力経済被害担当大臣、大畠章宏国土交通大臣・海洋
政策担当大臣、中野寛成国家公安委員会委員長・公務員制度改革担当大臣・拉
致問題担当大臣、自見庄三郎郵政改革担当大臣・内閣府特命担当大臣（金融）、
細野豪志内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、原子力損害賠償支援機
構）・節電啓発等担当大臣・原発事故の収束及び再発防止担当大臣、与謝野馨
内閣府特命担当大臣（経済財政政策、少子化対策、男女共同参画）・社会
保障・税一体改革担当大臣、玄葉光一郎国家戦略担当大臣・内閣府特命担当大臣（「新
しい公共」、科学技術政策）・宇宙開発担当大臣、東祥三内閣府副大臣、末松義
規内閣府副大臣、伊藤哲朗内閣危機管理監

【その他】仙谷内閣官房副長官、瀧野内閣官房副長官、山口内閣府副大臣、松下経
済産業副大臣、阿久津内閣府大臣政務官、浜田総務大臣政務官、吉田財務大臣
政務官、津川国土交通大臣政務官、梶田内閣法制局長官

4 配布資料

- | | |
|----------|-----------------------|
| 資料1-1 | 復旧の現状と主な課題への取組 |
| 資料1-1別冊① | 被災地域の復旧の状況等（データ編） |
| 資料1-1別冊② | 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ |
| 資料1-2 | 今後の主な防災対策の視点・方向性等について |
| 資料2-1 | 除染推進に向けた基本的考え方（案） |
| 資料2-2 | 除染に関する緊急実施基本方針（案） |
| 資料2-3 | 除染に関する緊急実施基本方針参考資料 |

5 議事次第

1. 議事

- (1) 復旧の現状・主な課題への取組状況について
- (2) 除染に関する緊急実施基本方針（案）について
- (3) 福島県との協議の場の開催について

2. 自由討議

3. 内閣総理大臣発言

6 議事概要

(1) 資料に基づき、出席者より説明。

(2) 上記のほか主な発言は次の通り。

○既に各省のご協力をいただいているが、全政府一丸となって、除染活動を推進してまいりたいと考えている。ぜひご協力をいただくようお願い申し上げます。（原発事故担当大臣）

○除染であるが、いま細野大臣がおっしゃったように、福島県の未来というよりは、世界が注目をしている、それだけにこの任務の誠実さと、最先端技術でやりぬくかということに尽きると思う。それと、スピードが大事で、3次補正予算を待つて実施するというのでは全く期待外れであるので、そのために8000億の予備費を第2次補正予算に積んだ経緯がある。しっかり予備費を使うということをきちっと決めていただきたい。最終的には当然閣議ということになるが、政調会長としても、最後に申し上げたい。（国家戦略担当大臣）

○復興特区の議論が行われていると思う。地域コミュニティ主体の復興、地域の被災者の声にこたえるという意味でも大変重要だと思っているが、同時に、開かれた復興に資するものである、外国の力、活力を取り入れるものであると思っているので、是非、この議論には、外務省とも十分協議をいただきたい。

もう一つは、原子力の損害賠償に関する条約、外国からの援助を受けるにあたっての条約の適用、来年12月のIAEAとの共催の国際会議などの課題もある。ぜひ、関係省庁と協力してまいりたいと考えている。（外務大臣）

○除染に関する緊急実施基本方針について確認をさせていただく。資料2-2の3ページ基本的考え方に、「国は責任を持って～」、「国は完全かつ～」、「国は～」、と、いくつか「国は」と書いてあるが、この「国」は、原災本部と、省庁としては環境省と考えてよいのかどうか。国土交通省も、下水汚泥とかそういうものの大体の形を整えつつあるのだが、改めて除染の進め方の基本的考え方の「国は」と称するところは原災本部と、省庁としては環境省と考えてよいのかどうか。お伺いしたい。（国土交通大臣）

○環境省としては、原子力災害対策本部、各府省と協力しつつ、緊急実施基本方針

に基づく応急措置を速やかに進めていくという決意であって、本日、議員立法の放射性物質汚染対策特別措置法が成立をすると期待をしているが、成立すると直ちに必要な政省令の制定などの施行準備を進め、汚染された廃棄物、土壌等の除染処理に取り組みたいと思う。(環境大臣)

○すでに校庭の表土の改善、線量モニタリングなどで、今、かなり線量は低くなっている。福島県においても、今後とも、年間1ミリシーベルト以下を目指し、グラウンドの空間線量は毎時1マイクロシーベルト未満を目指す。特にまた、高いポイントがあれば、早めにする、そういう努力をしている。なお、今出ているように、いわゆる廃棄物の処分については、言うまでもなく省庁の縦割りで行われることが実効的ではないので、すでに私から江田環境大臣にはお伝えをしたところではあるが、原子力安全庁を所管することになる環境省が、一元的に責任を持って実施をすることが良いのではないかと考えており、そういうものについては、法案の基本方針の中にきっちり書いていただくということが大事だろうと思う。よろしく願います。(文部科学大臣)

○除染の前に、緊急にやらなければならないのは、何十万トンという放射能を含んだ稲わらが保管されていること。これは命に関わることなので、早くどうするかという結論を出していただきたい。放射能を含んだ稲わらの処理は、除染以前の問題として、明確に処理方法について決めていく必要がある。早急に方針を示していくことを強く求める。(農林水産大臣)

○普通に考えれば、フィルターでもつけた焼却炉で焼却して小さくして、どこかに保管するのと思うが、今鹿野大臣が言われたこと、どこが受けて決めるのか。稲わらを焼いて灰にしておいておくのか。どうやるのか。(内閣総理大臣)

○稲わらに限らず、放射性物質を含んだ様々な廃棄物の処理が進んでいない。フィルターは付いているところがほとんどで、8000ベクレル以下のものも含め、安全な処理方法についてある程度ガイドラインを示しているが、それぞれの自治体の理解が得られない状況が続いている。すでに環境省から人を出していただき、現地のそれぞれの関係者に説明をしているが、まだ十分に理解をされていない状況である。その作業を急ぎたいと思う。稲わらについては堆積容積も大きく高線量のものも一部あるので、それも含めて重要性を認識している。(原発事故担当大臣)

○ただ今の意見は、細野大臣を中心に、環境省、農林水産省で、速やかに進めていただくということにしたい。よろしければ、ご報告いただいた基本的考え方、基本方針を本案の通り決定したいと思う。よろしいか。(内閣官房長官)

(※「異議なし」の声)

では、本案の通り決定する。なお、関連して、国際社会への継続的な情報提供についてご紹介があるので、細野大臣にお願いしたい。

○9月の19日、IAEA総会がある。福島原発の状況に対する様々な議論、さらには原子力の安全に関する議論が再度、活発に行われるものと思う。すでに6月

に行われた I A E A の閣僚会合には、海江田大臣にご出席いただき、日本としての報告書を提出しているが、9月の総会には、報告書をバージョンアップしたものを追加報告書として、作成することが適切と考えている。ご異論がなければ、追加報告書の構成に基づいて、作業を進めさせたいと思うのでよろしくお願いする。(原発事故担当大臣)

○31の核種が飛散したと前の報告書で書かれている。現地でどうなったのかという問い合わせがきている。もし報告書を出されるのであれば、その31の核種がどうなったかということについてフォローアップしておかないと、風評被害が防ぎきれないと思うので、どこかの時点で公表するということが必要だと思う。(山口内閣府副大臣)

○それぞれの報告書で記載をしているので、ある時点で分かった事実をすべて公表すると書いている。従って、それ以降に新たな事実が分かった場合にはそこに記載をする。今回の報告書には、8月31日までに分かった事実を、正確に日本政府として国際社会に公表するので、山口副大臣がご指摘になったような事実が明らかになればそれはしっかり記載したい。(原発事故担当大臣)

○災害廃棄物の処理の関係の報告とお願いだが、市町村の努力によって、仮置き場への搬入が着実に進んでおり、8月末までを目途におおむね搬入するという目標について、福島県内の警戒区域を除くすべての市町村で達成するということが確認できている。これから26年の3月末までに処理・処分を進めていくが、広域処理の推進とか、国代行法の成立も含め、自治体を積極的に支援していくこととしている。特にお願いだが、災害廃棄物について、復旧復興事業における建築資材としての利用にご協力いただくようお願いする。(環境大臣)

(3) 内閣総理大臣より締めくくりの発言

3月11日の発災から今日まで169日間、対応に取り組んでいただき本当にありがとうございました。復旧復興と原子力事故の収束に全力をそれぞれの立場で働いていただいたことに感謝を申し上げます。

皆様の努力の結果、当初は被災者の救出、救助、さらには仮設住宅、がれきの撤去、被災者の生活支援などでも着実な進展がみられているところである。また原子力事故も、工程表のステップ1が7月19日に達成され、循環冷却システムによる安定的な冷却も実現している。そういった中で、残された課題も大変大きいものがある。中でも、原子力災害を受けた地域では、放射性物質の除染が今後の大きなカギとなっている。福島避難所を訪れたときに、自分の街は今、アメリカよりも遠くにあると。アメリカに行くよりも、自分の町に行くことが難しいということをご表現された。今でも頭に強く残っている。そういった中で、本日は、除染に関する緊急実施基本方針を決定いただいた。住民が故郷に戻るための重要な第一歩である。引き続きさまざまな汚染形態に、省庁の壁を越えて総合的に対処する必要がある。また、さらには、地元の声も、福島との協議の場を最大限に活用して十分に受け止めていきたいと思う。

除染に関する緊急実施基本方針は、詳しく方針も出ているが、大きく言えば、年間20ミリシーベルトを超えるところについて今基本的には避難をさせていただいているが、それ以下にしていくことをしっかりと取り組んでいきたい。同時に、年間20ミリシーベルト以下であっても、子供たちを中心に、年間1ミリシーベルトの水準に近づけるように、各自治体、各コミュニティの努力を、国としても全面的に支援する。そういう大きな目標を立てて、個別具体的に対策を進めていただく、ということが方針として出されている。大変膨大な作業になると思うが、自治体とも連携をしながら、特に子供たちについて、安心できる地域に戻していくように、全力を挙げていきたい、あるいはいただきたい、このように思っている。

加えて、復興のプロセスもいよいよ、復興の主役である市町村自身が復興計画を作って、それらを国の事業の工程表にまとめて、復興事業を本格化する段階に入った。これも先ほど平野担当大臣から詳しい工程表等の考え方について提起をされたところ。いよいよ復興が本格化することで、全力を挙げて、それぞれの市町村の計画作りも含めて、支援をいただきたいと考えている。なお、この3つの会議は、今日は合同であるが、この内閣としてこの3つの対策本部の会議を開催するのは、あるいは今日が最後となろうかと思う。いずれにしても、やらなければならないことは、1分1秒たりとも、間を置くことができない。

この内閣が続く最後の最後まで、全力を挙げていただき、確実に次の内閣に課題をしっかりと引き継いでいただく、そこまではそれぞれ責任をもって対応していただくことを心から願います。

(以上)

※本会議概要は各種資料等を元に、平成24年3月1日に作成。